

令和2年 第4回沼田町議会定例会 一般質問要旨

【町長】

通告順	1	質問 議員	高田議員
質問 項目	免許証自主返納者に交通手段のサポートを		
質問 内容	<p>近年、高齢者の運転による交通事故が多発し、社会問題となっています。高齢者が運転免許を更新する時の審査も厳格化され、更新時に運転免許証を自主返納される方もいるようです。</p> <p>今まで何不自由なく「生活の足」として自家用車を運転していた高齢者の方は、不便を感じることも多々あると思います。</p> <p>社会情勢を鑑み、勇気を持って「免許証の自主返納」をされた高齢者の方たちに、町は交通手段のサポートをするべきです。</p> <p>体力や視力や集中力に衰えを感じている高齢者が、「自主返納」を決心するために、背中をそっと押してあげることが出来ないか。</p> <p>ずっと沼田に住み続けていただくためにもサポートが必要です。</p> <p>具体的な施策として</p> <p>1, 町営バス、乗合タクシーの無料化 免許返納者支援バスの発行</p> <p>2, JR沼田(恵比島)～深川間の交通費支援 一ヶ月で2往復程度の乗車券を無料配布</p> <p>などを実施できないか。</p>		

【町長】

通告順	2	質問 議員	高田 議員
質問 項目	小規模企業振興条例を制定してはどうか		
質問 内容	<p>令和3年度に係る沼田町商工会からの要望書の中で、「小規模事業者振興基本条例(仮称)」の制定を求められています。</p> <p>地域経済を支える小規模企業の持続的発展を支援するために、国と地方が協力して支援体制を整備することを目的とした、「小規模企業振興基本法」が平成26年に制定(令和元年に一部改正)されています。</p> <p>従前より町の商工業者には、多くの支援事業を実施していただいていますが、沼田町商工会が北海道商工会連合会と進めている、経営基盤の安定化事業を後押しすることが目的です。</p> <p>経営発達支援計画事業・販路開拓持続化補助金事業・伴走型経営支援事業を三本の柱として全国展開されています。</p> <p>残念なことに本町においても近年、小規模小売店の閉店(廃業)が増えています。小規模小売店は住民の生活を支え、商店街は町並みを形成します。</p> <p>「まちづくり」における小規模小売店の役割と、町が支援する必要性を明記した「小規模事業者振興基本条例(仮称)」を制定してはどうか。</p>		

【町長】

通告順	3	質問 議員	鵜野議員
質問 項目	防犯カメラを活用した地域の安全対策		
質問 内容	<p>近年、地域の防犯対策として、防犯カメラを設置し、地域の監視体制を強化することにより、住民の犯罪不安の軽減や犯罪が起こりにくい環境の整備が進めています。</p> <p>沼田町は防犯協会、交通安全協会、沼田っ子サポーター事業などの取組みにより犯罪の発生件数は少ないものの効果的な犯罪の抑止を高めるために防犯カメラを通学路、町内幹線道路など設置してはどうか。</p> <p>防犯カメラ設置による効果 防犯の抑止効果 犯罪は人目のつかない場所で発生しやすいため、防犯カメラを設置していることを積極的に周知することで、犯罪行為を抑止する。</p> <p>容疑者の特定 防犯カメラの記録が犯罪捜査等に有効に活用できる</p> <p>町民の不安感の解消 防犯対策に積極的な町であることをアピールすることにより、町民の犯罪に対する不安を解消する効果がある</p> <p>こうした、犯罪抑止の観点から犯罪が起こりにくい環境整備を進めることが必要と考える。</p>		

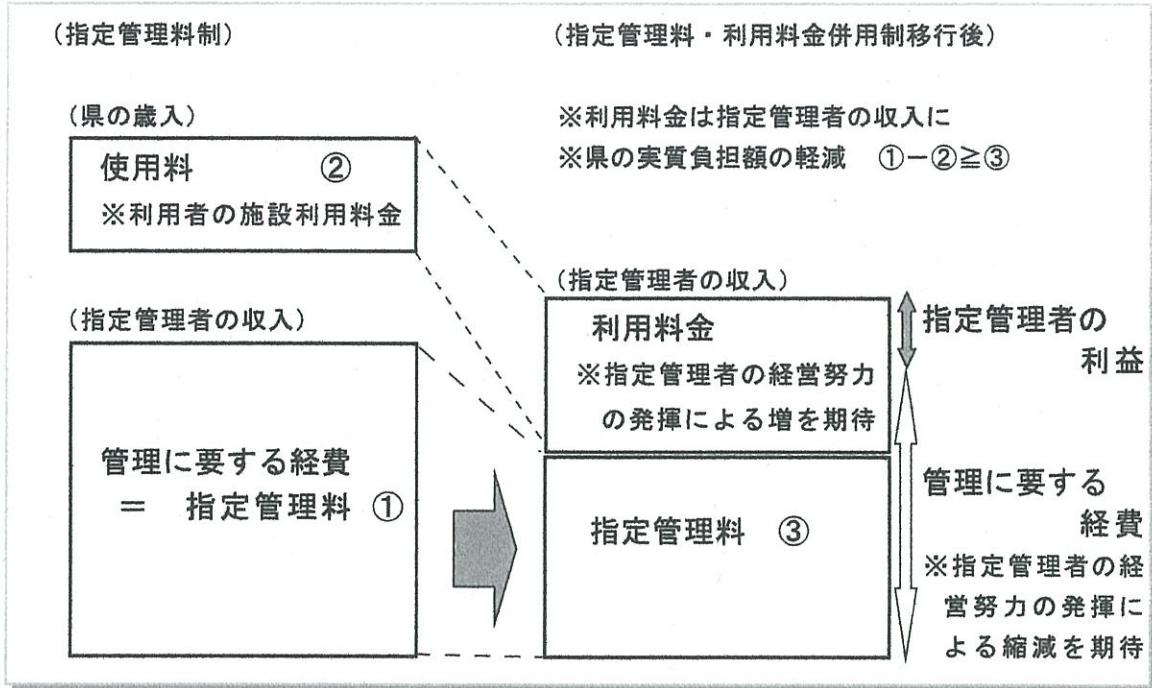
【町長】

通告順	4	質問 議員	畠地議員
質問 項目	指定管理者制度運用ガイドラインの整備を		
質問 内容	<p>平成15年6月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理を外部に委ねる場合に、従来の「管理委託制度」から「指定管理者制度」に制度の変更がありました。沼田町は指定管理者制度に沿って多くの施設管理を任せているが、制度本来の趣旨では、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため民間事業者のノウハウを活用し、利用者に対するサービスの向上や管理に要する経費の縮減等を図るとされています。人口減少に伴い、コンパクトな町に必要なキャパシティーを超える施設管理を任せることで、指定管理者の負担を財政面で支援する傾向が顕著になっており、適切な施設にするにも多額の改修経費が予想されます。</p> <p>ガイドラインを整備することで、指定管理の運用を改善できないか。</p> <p>① 沼田町における指定管理の施設総数と管理委託料の総額を伺う。特に大きな施設は個別に伺う。</p> <p>② 沼田町には「沼田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」で運用に対する整理がなされているが、今後ガイドラインを整備する予定は無いのか。</p> <p>③ 人口や町の規模によって指定管理者制度にそぐわなくなっている施設は無いのか。</p> <p>以上、3点を聞きたい。</p>		

指定管理者制度の運用に係るガイドライン

秋田県ホームページより

【利用料金併用制のイメージ図】



指定管理料制では、使用料は県の歳入として指定管理料の特定財源となるため、指定管理者の経営努力により収入が増となっても指定管理者の利益にはならないが、利用料金制では、指定管理者の経営努力の発揮が指定管理者の利益に直結する。

1.1 評価制度の実施について

指定管理者は、毎年度、県と協議の上、業務計画書において管理施設の利用目標を設定するものとする（基本協定書例第20条第1項）。

また、指定管理者は、県と協議の上、施設の管理状況、職員の対応状況、満足度等サービスに関する利用者アンケート調査を簡素で効率的な方法により実施し、利用目標の達成状況と合わせ自己評価し、その結果を事業報告書（基本協定書例第22条）における管理施設の利用状況に関する事項の一部として県に報告するものとする。

県は、指定管理者から提出された事業報告書の内容に基づき、必要に応じてヒアリング及び実地調査を実施し業務実施状況の確認を行う（基本協定書例第23条）ものであるが、その際、指定管理者の自己評価について2次評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、施設の利用状況の一部として公表するものとする。

なお、業務実施状況の確認を行う際は、①利用者の立場に立った運営が徹底されているか、②人件費など労働条件の不合理な引き下げがなされていないかも併せて確認するものとする。

また、県は、当該施設の次期指定管理者選定のために設置する選定委員会において、前年度までの評価結果及び施設の利用状況を報告するものとする。

評価手法の詳細については、別途総務課が要領を定める。